

第2章 朝鮮半島

南北の民主主義論と統一案

はじめに

朝鮮半島には、互いに異なる意味で民主主義を標榜する二つの政治体制が存在する。朝鮮半島南側の大韓民国（以下、韓国）政府と北側の朝鮮民主主義人民共和国（以下、共和国）政府のそれぞれの正統性の根拠は民主主義にある。

南北の政府は互いの政治体制を民主主義制度とは認定していない。朝鮮半島に二つの政治体制が形成された起源は、1945年8月15日の日本の敗戦によって米ソ両軍が北緯38度線を境に分割統治したことにある。韓国政府は国連臨時朝鮮委員会監視下で48年5月10日に実施された国会総選挙を通じて8月15日に成立し、共和国政府は8月25日に行われた最高人民会議選挙を通じて9月9日に成立した。二つの政府はそれぞれが朝鮮半島全体を代表する政府として成立したため、互いの存在を否定したのである。50年6月25日に勃発して53年7月25日に停戦となった朝鮮戦争の結果、両政府は軍事境界線を境に今日の実効支配地域を確定した。

南北の政府が対立を続ける原因の一つは、それぞれの正統性の根拠である民主主義論が異なることにあると捉えることができる。また、南北それぞれが提示する統一案は自身の民主主義論の延長線上にあるとも捉えられる。ここでは、南北それぞれの民主主義論と統一案との関係を分析し、南北の統一案の根本的な相違を明らかにする。そこでは、民主主義を道徳的な基準や一

般的な理論として捉えるのではなく、第二次大戦における連合国の勝利がもたらした歴史的現象として捉えることが分析の鍵となる。

第1節 歴史的現象としての民主主義

1. 民主主義の国際的意味

1939年9月1日、ドイツ軍のポーランド侵攻によって第二次大戦が始まった。ソ連はこのときドイツと協調する路線をとっていた。しかし、41年6月22日、ドイツ軍はソ連侵攻を開始、ソ連はアメリカ、イギリスとともにドイツと闘わなければならなくなった。7月3日、スターリンは米英ソの対独戦を「民主的自由」のための戦争であると位置づけた⁽¹⁾。米英ソを中心とする連合国は、ドイツ、日本、イタリアという枢軸国に対する戦争を民主主義とファシズムの闘いと位置づけるようになった。そのため、45年8月15日の日本の敗北は、朝鮮半島の人々にとっての解放であると同時に民主主義陣営にとってのファシズム陣営に対する勝利であった。したがって、朝鮮半島の諸政治勢力にとって、民主主義を標榜することは第二次大戦で勝利した連合国に対して自身の権力の正統性を主張する根拠となった。

連合国において民主主義の概念は、ファシズム関係者の追放とともに進行する広範な人々の参加のための政治制度の形成であった。しかし、これは当初から矛盾を含んだ概念であり、ファシズム関係者と新たな政治制度に参加する人々との間にどう線を引きのかをめぐって、米英側とソ連側が対立した。米英側は民主主義の重点を広範な人々の参加においた。一方、ソ連側はファシズム関係者の追放に重点をおいた。その結果、ソ連側はファシズム関係者の範囲を広くとってその政治参加を厳しく制限したのに対して、米英側はファシズム関係者の政治参加に比較的寛容であった⁽²⁾。

民主主義を指導する連合国のなかでの対立は朝鮮半島で対日協力者に対す

る政策の違いとして現れた。ソ連軍占領下にあった朝鮮半島北半部では対日協力者の範囲が広くとられ、朝鮮総督府統治下で地主、資本家であったものは政治参加の対象にはならなくなった。米軍占領下にあった南半部では広範な政治参加のもとに、地主、資本家が有力な政治勢力を形成した。北半部の共産主義者は、「解放者」としていたアメリカを次第に「帝国主義」、李承晩らの政治勢力を「ファシスト」と、位置づけるようになった。

連合国のなかでの対立が進んで冷戦が始まると、米英側は、「全体主義」という言葉でソ連の政治体制とファシズムとの制度的共通性を強調した。ソ連側は、「帝国主義」という言葉で、アメリカがファシズム関係者を傀儡として取り込んでいるという人的な共通性を強調した。朝鮮半島は、この冷戦の図式がそのまま当てはまるものとなった。すなわち、南側からみれば北側は共産主義という「全体主義」であり、北側からみれば南側は「帝国主義」とそれに取り込まれたファシズムであった。

朝鮮半島では、南北それぞれにおいて冷戦の図式によって規定されるなかで民主主義に関する理論が形成されていった。南側における民主主義論は共産主義に反対するという大枠のなかで発展していき、北側における民主主義論は帝国主義に反対するという大枠のなかで発展していった。

2. 民主主義の国内的意味

第二次大戦後、多くの政治指導者たちにとっての課題は国民統合であった。民主主義は連合国を味方につける手段であったとともに、国内政治勢力を国民統合に動員する手段でもあった。ソ連側の民主主義論は、国民統合の手段としては米英側のそれに先行していた。

米英側の民主主義論は、選挙などの形式や制度に関するものであり、これに対して、ソ連側の民主主義論は、経済や社会の変化を含んだプログラムを提示していた。計画経済を中心にした経済・社会の発展プログラムは政治指導者たちにとって魅力的なものであった。政治指導者たちは、国民に経済や

社会の展望を提示することによって、国民の支持を集めることができ、さらに国民をそのプログラムに動員することができるからである。

占領政策で主導権をとろうとするアメリカは、経済・社会に関するプログラムを用意しなければならなくなった。1947年3月12日、トルーマン大統領はギリシャとトルコに対する経済援助のための予算を議会に提出したとき、「全体主義の種は悲惨と欠乏によってはぐくまれる」との認識を示した⁽³⁾。すなわち、アメリカが経済援助を行う目的は、「全体主義」からの防衛であり、アメリカが示す民主主義論のなかから経済・社会に関するプログラムが生まれてきたのではなかった。6月5日にマーシャル国務長官がハーバード大学でヨーロッパの復興計画について言及したときも、民主主義論との関連については触れられなかった⁽⁴⁾。米英側の民主主義論は、ソ連側のそれとは異なり、政治制度と経済・社会に関するプログラムを峻別していたのである。

米英側の民主主義論が選挙などの民主主義制度の確立を目的としていたのに対して、ソ連側の民主主義論は諸制度を道具として扱っていた。ソ連側にとって、民主主義制度は労働者階級を代表する党が経済・社会のプログラムを遂行するための手段にすぎなかった。

目的か手段かという違いは朝鮮半島においても明瞭に現れている。米英側の民主主義論をとる南半部の政治指導者たちは民主主義制度の確立を目的とし、経済・社会に関するプログラムは民主主義制度を守る手段となっていた。ソ連側の民主主義論をとる北半部の政治指導者たちは、社会・経済プログラムの推進を目的とし、民主主義制度の確立はその手段となっていた。

第2節 韓国政府の民主主義論

1. 李承晩の一民主義

1948年8月の韓国政府樹立から60年4月の学生革命によって下野するま

で、李承晩は韓国の大統領であった。李承晩は1949年9月、『一民主義概論』を出版し、自己の政治理念を発表した。

『一民主義概論』では民主主義の概念は明らかではない。しかし、李承晩は「一民主義」を発表した理由を、「一方では共産化を排撃して、一方では民主主義の永久の土台を生む」ためであると述べて、共産主義に対抗することを目的としていることを明らかにしている⁽⁵⁾。したがって、李承晩は民主主義制度の確立よりも共産主義の排撃に重点をおいていたといえる。

一民主義の内容は、門閥の打破や、貧・富者の同等権利、男女平等、地方差別の廃止などである。このうち貧・富者の同等権利すなわち経済に関しては、「地主たちは土地を売り、政府は土地を農民に有償で分配し、その作物で代金を返還した後にそれぞれの所有になるようにして、地主はその代金で工場あるいは他の永久利益を図り、この工場時代に財産を土地だけにおかず、資本を他の工業に使用すれば、個人や国家経済に大きな利益になるであろうし、工業・商業上も大きな財産家になることができるであろう」と、土地改革問題について触れている。そして、李承晩は、「これが、すなわち経済の3種類の基本になる土地と資本と労働が合作して互いに平均利益を分かち合おうという唯一の計画である」と述べている⁽⁶⁾。

一民主義は、北半部では土地改革によって政権基盤が強化されてきたことに対して、南半部でも土地改革を実行する必要を説いたものであった。そして、南側で行われるべき土地改革は、有償分配を基本にして地主を資本家に移行させることを目標としていた。1948年8月の韓国政府樹立後、11月に李承晩政府は農地改革法案を国会本会議に上程、同法案は49年6月21日に国会通過した⁽⁷⁾。

李承晩にとって土地改革は自身の述べたとおり「唯一の計画」であった。しかし、1950年代末には朝鮮戦争後の南側を支えたアメリカからの援助の額が減少したため、韓国政府は「経済開発3カ年計画」の作成に入ったものの、実施には至らなかった。

2. 朴正熙の行政的民主主義論

朴正熙は1961年5月16日、「5・16軍事革命」と呼ばれるクーデタで政権を獲得した。朴正熙は軍政期（61～63年）は国家再建最高会議議長として、第3共和国期（63～72年）および第4共和国期（72～79年）は大統領として、国家権力を掌握・維持した。

1961年5月16日午前5時、当時、釜山軍需基地司令官であった朴正熙は約3600人の将兵を動員して首都ソウルを制圧し「軍事革命委員会議長 張都暎」の名前で、軍事革命委員会令第1号として戒厳令を宣布した。クーデタと同時に発表された「革命公約」では、(1)反共体制の再整備、(2)アメリカをはじめとする自由民主主義諸国との紐帯関係の強化、(3)腐敗と旧悪の一掃、(4)生活苦の解決、(5)共産主義と対決する実力培養、といった課題とともに、最後に(6)として、これらの課題成就とともに政権を「良心的な政治家」に移譲する、とされていた⁽⁸⁾。

はじめは朴正熙のクーデタへの参加を拒んでいた張都暎陸軍参謀総長は首都制圧の3時間後に、朴正熙の「革命軍」に参加することになった。軍事革命委員会は19日、翌20日から国家再建最高会議に改称すると同委員会令第4号を発表、20日、国家再建最高会議は同会議令第3号で内閣首班の名簿を発表し、政府の形態を整えた。そして、22日、国家再建最高会議は布告第6号で、政党や社会団体の解体を発表し、政治勢力の活動を封じ込めた。また28日には、国家再建最高会議は同会議令第20号で「不正蓄財処理基本要項」を発表し、企業家に対する粛清に乗り出した。

政治勢力や企業家の影響力を排除した国家再建最高会議は、6月10日、中央情報部法を公布した。中央情報部は「反革命勢力」すなわち、政権に反対する勢力に対する情報収集や捜査、政府機関や軍の情報活動を「指示、調整および監督」する機能をもつものであった⁽⁹⁾。権力維持のための機関が設立された後の7月3日、朴正熙は国家再建最高会議議長に就任、7月9日、中

中央情報部は張都暎を検挙し、朴正熙がクーデタの主役であることを公にした。

こうした強権措置の正当性を確立すべく、朴正熙が「革命」の理念を理論化しようとしたものが、クーデタの翌月に出版された朴正熙『指導者道——革命過程に処して』であった。朴正熙は、現代の指導者について、「そのときどきに大衆と呼吸を同じくして、彼らが最も切実に願うことが何であるかを迅速正確に把握し、最も可能な方法を探ることができて、自己が確信する方向と最も可能な方法に対して納得させることができる能力」と、人々を協力させて率いていく「勇氣」を条件とし、「腕力が強いとか学識が優秀だといっても必ず指導者になることができるわけではない」と述べて、高学歴者であった李承晩や張勉ら、前任者を暗に批判した⁽¹⁰⁾。また、国民についても朴正熙は、「自覚、自律、責任感に極度に萎縮してしまった」と述べている⁽¹¹⁾。すなわち、朴正熙は、無能な指導者の駆逐と国民の道徳の回復を強権措置の目標としていた。そして、強権措置すなわち5・16軍事革命は、「国民が平和で潤沢な生活を営み相互間の人権を尊重する真正な自由民主主義」を確立するための非常措置であり、「一種の手術」であると位置づけられている⁽¹²⁾。

朴正熙は経済についても「民主主義経済秩序」の確立を説いている。「経済界の混乱を除去して真正な民主主義経済秩序を確立するためには、当分の間、強力な経済計画を加えることが必要である」と述べ⁽¹³⁾、李承晩が実施できなかった経済計画に取り組む姿勢を示した。

また、クーデタの翌年である1962年、朴正熙は『韓民族の進むべき道』を出版し、5・16軍事革命の概念を拡張した。そこでは、5・16軍事革命は「韓国民主革命」の一部として位置づけられた。この「韓国民主革命」は45年8月15日の解放に始まるものとされ、60年4月19日に李承晩政権が打倒された4・19学生革命を経て5・16軍事革命につながるものとされた⁽¹⁴⁾。5・16軍事革命は、李承晩政権時代（第1共和国、48～60年）および張勉政権時代（第2共和国、60～61年）における「失敗」に対する「手術」であるとされた⁽¹⁵⁾。

朴正熙は、「失敗」の原因を、「半封建的、半植民地的指導勢力」をそのままにして、民主主義の形態を「輸入」したところにあったとみる⁽¹⁶⁾。ところ

が、5・16軍事革命は李承晩時代と張勉時代の「失敗」の結果として生じた腐敗に対する「手術」とされたにもかかわらず、朴正熙は、「失敗」の原因そのものである「半封建的、半植民地的指導勢力」に対する処置を明確にしていない。すなわち、朴正熙の民主主義論は、「半封建的、半植民地的指導勢力」を敵とは規定しなかったが、それが作り上げた結果である不正や腐敗を追放することを目標としていた。このため、軍政期には、不正や腐敗の追放のための一時的な措置として政党政治が禁止された。

朴正熙は政党政治が禁止されている「革命期間」の間には、「行政的民主主義」が行われると述べた。行政的民主主義は、革命期間中に政党政治を禁止している間、国民の自治能力を培養することを目的としていた。朴正熙は、行政的民主主義について、「最小限の行政レベルにおいては民主主義の原則が固守され、民主主義の原則によって国民の意見と権利が尊重されなければならない」と述べ⁶⁷⁾、行政の政策に関して国民の意見を拾い上げることを表明している。しかし、朴正熙の議論では、行政府が国民の意見を拾い上げる方法について明らかではない。したがって、行政的民主主義は行政府の権限拡大を内包する理論であったといえる。しかも、朴正熙が取り組んだ第1次5カ年計画は、行政府の権限を拡大する作用をもっていた。

本来、行政府の権限を牽制するのは政党政治の役割である。朴正熙は1963年1月1日、民政移管を前に政党政治を許容した。2月18日、朴正熙は、民政移管後、政治に参画しない意志を表明していたが、8月30日、朴正熙はこれを翻して移管後の民政に参加する意欲を表明した。朴正熙は、前言撤回の理由を、「旧政治家たち」が政局を混乱させて「革命」を否認する態度をとったことだと述べている⁶⁸⁾。すなわち、朴正熙は政党政治の復活が5・16軍事革命の否定という結果をもたらす可能性を危惧したのであった。10月15日の大統領選挙で朴正熙が当選し、12月17日の民政移管とともに第3共和国大統領に就任した。

朴正熙の大統領就任によって、第3共和国は5・16軍事革命の理念を継承するものとなった。そして、政党政治に対する不信感によって朴正熙は軍政

期に引き続き行政府の機能拡大を進めることになった。「至上経済、冷却政治」といったスローガンは⁶⁹、政党政治に対する不信感ゆえに行政機能の拡大による経済計画を進めようとした朴正熙の意志の表出であった。

3. 維新体制における民主主義論

第3共和国期（1963～72年）の朴正熙の民主主義論は、軍政期の行政的民主主義論に政党政治の許容が加わったものであったといえる。しかし、1970年代になると、許容されていた政党政治がふたたび制限されるようになった。72年10月17日、朴正熙は大統領特別宣言を発表して国会を解散し（10月維新）、11月に憲法を改正し、12月17日に施行した。この憲法（維新憲法）により、大統領は「国家安全保障」の必要によって国民の基本権を制限できる緊急措置権を有することになった。

維新憲法は大統領の権限を統一主体国民会議の設置によって強化した。統一主体国民会議は、「主権の受任機関」として、大統領および国会議員の3分の1を選出し、また統一政策の審議を行う。さらに統一主体国民会議の代議員の政治活動が禁止される、すなわち、政党は大統領の選出に対して影響力を行使する余地がなく、しかも国会議員の3分の1が事実上政党政治から隔離された。また、統一主体国民会議の議長は大統領が兼職するため、統一政策についての審議のみならず、大統領自身の選出や国会議員の選出についても大統領の意志が反映される仕組みになっていた⁷⁰。まさに、統一主体国民会議は、行政府の権限拡大と国会および政党政治の無力化を目的としたものであった。

10月維新の少し前から、朴正熙の民主主義の概念に変化が現れていた。1969年10月、ニクソン・ドクトリンでアメリカが在韓米軍撤収を示唆すると、朴正熙は70年1月、「自主国防」を訴えて共産主義勢力の軍事侵攻に備える準備に入った。さらに、8月、朴正熙は、「民主主義と共産独裁のうちのどの体制が国民の暮らしをよりよくするか、または、よりよく暮らしうる条件を

備えている社会であるかを立証する開発と創造の競争」, すなわち「善意の競争」論を提起した⁽²¹⁾。これによって、朴正熙は、韓国における民主主義の課題を共産主義との軍事および経済的な体制競争で勝利することとしたのである。

1972年の10月維新に際して韓国政府から出された資料「10月維新の意義と展望」では、10月維新の目的の一つとして「韓国的民主主義」の確立があると発表された。この資料によると韓国的民主主義とは韓国の歴史、文化、伝統、実情にあう民主主義制度とされているが、その具体的な内容は曖昧である。しかも、この資料には、「非能率的で非生産的であった政治形態を刷新し、生産的で能率を極大化することができるようにしていかなければならない」と書かれており、韓国的民主主義が事実上、行政府の政策への反対を認めないものであることを明らかにしていた⁽²²⁾。したがって、この韓国的民主主義論は、その内容を権限の拡大した行政府が一方向的に解釈するものであり、結局のところその内容は共産主義に対する勝利と同一視されていたといえる。

ただし、朴正熙は政党政治にもとづいた民主主義論を否定してしまったのではない。維新憲法下でも、無力ではあるが国会での政党政治が存在していた。また、維新憲法の解説者は、維新憲法が「恒久的憲法ではなく祖国の平和的統一が達成されるまでの過渡的憲法」であると述べており⁽²³⁾、行政府の強大な権限は南北統一のために存在し、南北統一が達成されれば政党政治を蘇生させるという考えが維新憲法のなかに存在していることを示している。

4. 朴正熙後の民主主義論

1980年から政権を掌握した全斗煥は、憲法を改正し、統一主体国民会議を廃止し、政党政治を復活させた。全斗煥は80年9月29日の憲法改正案公示に際しての特別談話で、「憲法はある特定個人のものであってはならず、ある限られた時期だけのものであってはなりません」と述べ⁽²⁴⁾、全斗煥政権のもとで作られた第5共和国憲法は、維新憲法のような「過渡的憲法」ではない

ことを明らかにした。また、維新憲法が大統領の永久執権を保証する仕組みをもっていたのに対して、第5共和国憲法では大統領の再選が禁止された。したがって、第5共和国憲法は維新憲法の理念を否定し、政党政治を基本とした民主主義論をその理念としていたものであった。

しかし、大統領が選挙人団によって選出される間接選挙制がとられ、大統領が選挙人団に影響を与えることができるという抜け道があった。第5共和国憲法は大統領の選出に関して政党間の競合を排除し、政権党にのみ大統領を選出する機会を与えたものであった。

1985年2月の国会総選挙で野党が躍進すると、大統領の選出方法は国会の争点になった。86年には国会で大統領の選出方法を中心とした憲法改正論議が始まった²⁵⁾。改憲論議は行政府の権限を制限しようとするよりも、行政府の権限を掌握する機会の平等が問題の中心になった。87年8月、国会で大統領直選制を骨子とする改憲案が可決、12月、大統領選挙が行われた。したがって、この憲法改正でも、行政府の権限拡大については手をつけられないままになった。南半部での民主主義論はそのなかに行政府の権限拡大の論理を内包したままのものとなった。

5. 韓国政府の南北統一論

韓国政府が初めて具体的な統一案を提示したのは全斗煥政権になってからであった。李承晩は一切具体的な統一案を示さなかったし、朴正熙は前述のように体制競争論を提示したが、具体的な統一案を示すまでには至らなかった。1982年1月22日、全斗煥大統領は国政演説において、南北で「民族統一協議会」を開いて統一憲法の草案を準備し、それを国民投票によって成立させたうえで南北総選挙を実施し、統一国会と統一政府を作るという統一案を発表した²⁶⁾。このときから韓国政府の統一の概念は、統一した行政府を設置することと同じものとなったといえる。

1988年2月に就任した盧泰愚大統領は、民主主義的選挙で選ばれた大統領

であることを自負していた。同年のソウル・オリンピックの成功、翌89年10月のベルリンの壁崩壊によって、南半部は、北半部に対する経済、政治両面で優位にあるという自信をもつことになった。90年のドイツ統一は韓国政府にとって南半部の民主主義を北半部に拡大する意欲を強める契機となった。91年9月24日、盧泰愚大統領は、3段階統一案を発表した。それはまず、南北の国家が共存する「国家連合」を設立、そして南北が「連邦制」で一つの国家となり、後に南北が「自由民主主義体制」による「政治的な完全統一」を成し遂げようというものであった²⁷⁾。93年7月6日、金泳三大統領は、統一案を「南北連合」から「一民族一国家」を構成するというものに変更したが²⁸⁾、8月15日の演説では統一は「自由民主主義」を基本にすると述べた²⁹⁾。すなわち、金泳三のいうところの「一民族一国家」は盧泰愚が述べた「政治的な完全統一」と同義語であった。

韓国政府の統一案が目標とするところは、南半部が民主主義的であると認定する一つの政府で南北を統治する形態を作ることである。これは事実上、南半部の行政府の権限が北半部に拡大することを意味しているといえる。したがって、韓国政府の統一案は、自身の民主主義論が内包する行政府の権限拡大の論理を北半部に延長するものであるといえる。

第3節 朝鮮労働党の民主主義論

1. 共産主義者の民主主義論

共産主義者にとって民主主義制度は、共産主義者の党が政権を掌握して社会・経済に関する積極的なプログラムを実現するための道具である。共産主義者の民主主義論は、党の階級的基礎、統一戦線という二つの異なった次元で議論される。

党の階級的基礎とは、国家を指導する党が、労働者大衆という人民の多数

を代表するという意味である。共産主義者は、共産主義者の党が指導する国家は人民を代表する人々が統治する民主主義国家であると主張することができる。この議論は共産主義者の党が存在し、それが政権を掌握していることが前提となっている。

統一戦線とは、この前提が整っていない場合、共産主義者が利害の一致した政治勢力と連合することをいう。共産主義者は、統一戦線工作が行われている間には政党政治が存在するため、民主主義が実現されていると主張することができる。

統一戦線工作は共産主義者の政治勢力の拡大とともに進められる。そして、統一戦線工作が進むにつれ、他の政治勢力に対する共産主義者の影響力が強化される。共産主義者は、革命の段階をどのように規定するかによって、この二つの民主主義論を使い分ける。通常、共産主義者が「民主主義段階」という場合には統一戦線による民主主義論が適用され、「社会主義段階」という場合には党の階級的基礎による民主主義論が適用される。

1945年8月の解放時において共産主義者は北半部における統一戦線工作と党建設を並行して進めた。共産主義者はこの段階の積極的な経済・社会プログラムとして土地改革を実施した。朝鮮戦争後、共産主義者は重工業化と農業協同化（農業集団化）を実施した。以下では、北半部における経済・社会プログラムと民主主義論および統一案との関係を分析する。

2. 土地改革と民主主義論

朝鮮半島北半部における共産主義者の党建設は、1945年10月10～13日の「以北5道党熱誠者大会」で「朝鮮共産党北朝鮮分局」が設置されたことに始まる⁶⁰⁾。同分局は12月17日に開催された中央第3次拡大執行委員会から金日成が指導するようになった⁶¹⁾。金日成はこの中央第3次拡大執行委員会での報告で、党の活動について「すべての反日民主主義党と政治的団体の広い連合の基礎のうえにブルジョワ民主主義政権を樹立することに助けを与えなけれ

ばならない」と述べた⁶²。同委員会の決定は「ブルジョア民主主義政権」という言葉は避けたものの、党活動について「すべての人民的民主主義的政党と政治的団体との拡大した団結を基礎にして人民的な朝鮮民主主義政権を樹立することに協力しなければならない」と⁶³、事実上、金日成の主張を通じた。こうして朝鮮半島北半部での党建設と統一戦線工作の主導権を金日成が握ることになった。

主導権を掌握した金日成が取り組んだ積極的な経済・社会のプログラムは土地改革をはじめとする「民主主義改革」であった。1946年1月2日、土地調査を命じた「北朝鮮駐屯ソ連軍司令官命令書第2号」が公布された⁶⁴。46年2月8日に朝鮮半島北半部の中央行政機関である北朝鮮臨時人民委員会が金日成を委員長として結成された。この結成大会で金日成は、「民主主義的諸政党と諸社会団体の指導者たち」の意見がソ連軍司令官に陳情された結果としてこの委員会が結成されたと述べており、この行政機関の設置は統一戦線工作の一部であることがわかる。また、金日成はこの結成大会で土地改革に言及し、小作制度の解消と農民に対する土地の無償分配を行うことを発表した⁶⁵。2月15日、朝鮮共産党北朝鮮分局中央第4次拡大執行委員会は、土地問題に関して「仔細な調査」を行うことを決定した⁶⁶。3月1日、金日成は平安南道三一運動記念大会で「農民に土地を与える原則」について言及した⁶⁷。3月5日、北朝鮮臨時人民委員会により土地改革法令が公布され、地主からの土地の無償没収と農民に対する無償分配の原則が発表された。朝鮮共産党北朝鮮分局第5次拡大執行委員会（北朝鮮分局中央拡大執行委員会と同義）はこの法令の実行を決議した⁶⁸。そして、土地改革が進行中の3月20日、金日成は、南北の統一政府樹立に関する構想である「二十箇条政綱」のなかでも土地の没収・無償分配を主張し、土地改革が南北統一の手段にもなっていることを明らかにした⁶⁹。

土地改革を南北統一と結びつけた論理は、1946年4月10日の朝鮮共産党北朝鮮分局中央第6次拡大執行委員会でも現れた。金日成は土地改革事業の総括報告で土地改革は「モスクワ3国外相会談が決定した朝鮮民主主義課題実

行の初歩的な人民の行動」と述べて、45年12月27日の米英ソ3国モスクワ外相会議では土地改革といった具体的なプログラムが議論されなかったにもかかわらず、土地改革がこの会議に関係があることを示した。したがって、ソ連軍政下での土地改革は、1月から開始された朝鮮独立の方式をめぐる米ソ共同会談でソ連側の立場を強める目的をもっていただけである。さらにこの朝鮮共産党北朝鮮分局中央第6次拡大執行委員会で金日成は、土地改革が「封建制度とその残滓の根拠地であった北朝鮮農村を民主主義根拠地に変換した」と発表した。そして金日成は、土地改革に北朝鮮農民連盟、労働組合員、朝鮮民主党、朝鮮新民党、女性同盟、民主青年同盟などの組織が直接参加したことで、党勢拡大と党の統一戦線工作で大きな成果があったことを報告した⁽⁴⁰⁾。また、金日成は「38度線をなくす問題は我々が土地改革を円満に解決しているところにみることができる」と述べている⁽⁴¹⁾。すなわち、北半部での土地改革の成功によって、金日成は、土地改革を米軍政下の南半部に拡大することを目標にするようになり、さらにそれを手段にして全国的な統一戦線工作を進めることも目標にしたのである。

土地改革の過程で推進された統一戦線工作の成果は1946年7月22日の「北朝鮮民族民主主義統一戦線委員会」の結成となって現れた。そして、北朝鮮共産党（朝鮮共産党北朝鮮分局が改称）は、8月29～30日、朝鮮新民党と合同して北朝鮮労働党となり、共産主義者の党組織が拡大した。

1947年10月、米ソ共同会談が決裂すると、朝鮮の共産主義者はアメリカを「帝国主義」すなわち民主主義の敵と位置づけ、48年2月7日、朝鮮半島南半部では共産主義者の南朝鮮労働党が武力闘争を展開、2月8日、北半部では朝鮮人民軍が正規軍として創建された。米ソ共同会談の決裂によって、アメリカと親米勢力は共産主義者の統一戦線の完全な敵となり、武力闘争の対象となったのである。

3. 社会主義工業化と民主主義論

民主主義改革は、「土地改革に関する法令」のほかにも「労働者、事務員に対する労働法令」（1946年6月24日公布）、「男女平等権法令」（7月30日公布）、「重要産業、交通、運輸、通信、銀行等の国有化に関する法令」（8月10日公布）、「学校教育体系の改革に対する決定」（12月18日発表）といった法令をもとに進行した。

1948年3月27～31日に開かれた北朝鮮労働党第2次大会で金日成は、民主主義改革の結果、朝鮮半島北半部を「民主勢力の基地」にしたと述べた⁴²⁾。9月9日に北半部では共和国政府が樹立された。49年6月25～28日、南北の民族民主主義統一戦線が合体して「祖国統一民主主義戦線」が結成され、6月30日～7月1日、北朝鮮労働党と南朝鮮労働党が合党して「朝鮮労働党」となり、統一戦線組織と党組織が南北で統一された。

しかし、1950年3月、党のソウル指導部は、責任者金三龍と李舟河が逮捕されたことにより壊滅した。そして、同年6月25日に勃発し、53年7月27日に停戦となった朝鮮戦争の結果、朝鮮半島南半部に民主主義改革を進めることは絶望的なものとなった。朝鮮戦争中、朝鮮人民軍占領地域では土地改革が行われ、また、韓国政府も朝鮮戦争勃発前後に土地改革を実施しはじめたため、戦後、南半部でも土地改革を主とした民主主義改革の段階は終了してしまった⁴³⁾。

もはや、土地改革を柱とする民主主義改革を南北統一の手段にすることができなくなった朝鮮労働党は新たな段階に移ることを余儀なくされていた。朝鮮半島南半部に対して新たな社会・経済プログラムを示すことが必要であった。1953年8月5～9日に開かれた党中央委員会第6次全員会議では戦後復旧における重工業優先と農村協同化が提起された。55年4月には、金日成が、重工業優先の工業化と農業協同化を南北統一政策に連結させた「4月テーゼ」を発表した。これによって金日成は、北半部を「革命的な民主基地」

と規定し、北半部が社会主義の段階に入ることを宣言した⁴⁴。

この革命的民主基地論は、朝鮮半島の南北で革命の段階を2種類に区分したものであった。社会主義段階と規定された北半部における党の民主主義論は、民主主義改革の段階で統一戦線工作を重視したものと異なり、党の階級性を重視したものになった。そして、南半部については、「反帝反封建民主主義革命」の段階と位置づけ、「アメリカ帝国主義」とその同盟者である「地主、買弁資本家、親日・親米派、民族反逆者」を打倒の対象とした。すなわち、革命的民主基地論とは、北半部では党の階級性論を基本にした民主主義論、南半部では統一戦線論を基本にした民主主義論を適用するものであり、南半部で「反帝半封建民主主義革命」の段階が終われば、北半部と同じく社会主義革命の段階に進むという展望をもつものであった。

4. 連邦制国家創設構想と民主主義論

革命的民主基地論は朝鮮半島北半部の経済的優位性を条件にしていた。朝鮮労働党は、1954～56年の戦後復旧計画を2年8カ月で繰上げ達成、57年から始まった5カ年計画も1年繰上げ達成、また、58年に農村協同化を完遂し、南半部に対する経済的優位性をもとに統一戦線工作を進めようとした。金日成は60年8月14日に南側に対して、統一までの過渡的措置として「連邦制」を提案し、それが受け入れられなければ経済交流だけでも始めようと主張した⁴⁵。また、金日成は61年9月の党第4次大会で南半部に「革命的党」を建設する方針を発表した⁴⁶。「革命的党」は、統一戦線を形成して政権を獲得して、北半部との過渡的な「連邦制」を形成し、「反帝反封建民主主義革命」を実現するはずであった。

しかし、1961年から始まった7カ年計画は3年延長して70年に完遂、70～76年の6カ年計画では資本主義諸国に対する債務未払い問題を引き起こしたうえに、2年の「緩衝期」をおくことにより事実上計画を延長することになった。こうして北半部の経済的優位性には綻びが見えはじめた。78～84年の

第2次7カ年計画も2年の緩衝期において事実上延長されるなど、進行状況は芳しいものではなかった。

経済的優位性の低下は、革命的民主基地論の説得力を弱めることになった。南半部でたとえ「革命的党」が建設されて「反帝反封建民主主義革命」が実現されたとしても、社会主義段階に移行することができるかどうかは別の問題となった。そこで、連邦制国家創設をもって南北統一と規定する「高麗民主連邦共和国」創設案が1980年10月、金日成によって発表された。この連邦制国家創設案は、60年に提案された連邦制が過渡的なものであったのに対して、南北の二つの政治制度を共存させたままで統一を行おうとしたものである⁴⁷⁾。過渡的措置としての連邦制は南半部における「反帝反封建民主主義革命」を実現して社会主義革命段階に移行するはずのものであったが、連邦制国家創設案は、南半部での社会主義革命段階への移行を必ずしも求めないものとなったのである。

金日成が連邦制国家創設案を発表した党大会では党規約が改正され、党の当面の目的は「共和国北半部で社会主義の完全な勝利を勝ち取り、全国的な範囲で民族解放人民民主主義革命の課題を遂行すること」にあるとなった。朝鮮労働党は「人民民主主義革命」と「反帝反封建民主主義革命」とを同義に用いるが⁴⁸⁾、党規約であえて「人民民主主義革命」としたのは「人民民主主義制度」すなわち共産主義者を中心とした統一戦線組織を南半部に確立することに重点をおくことを示すためであるといえる。すなわち、北半部の経済優位性の低下によって、朝鮮労働党が南半部での統一戦線工作による政権獲得に重点をおくようになったことが党規約にも現れたのである。

5. 金正日時代の民主主義論

1974年2月、朝鮮労働党第5期第8次全員会議で、金正日が、党・国家の最高指導者金日成の後継者になると決定された。このことを初めて明らかにした朝鮮労働党の公式文献は1991年12月に刊行された『朝鮮労働党歴史』で

ある。これには後継者問題について、「国際共産主義運動の歴史的経験は、革命偉業の継承問題を正しく解決したときには革命と建設が成功裏に前進し、この問題をうまく解決できなかったときには革命が紆余曲折を免れることができなくなって、継続する革命事業が途中で挫折することをみせている」と述べられており、朝鮮労働党はソ連や中国において政治指導者の世代交代が政治的混乱をもたらした事実を重視していたことを明らかにしている⁴⁹。また、この文献では、金正日が金日成の後継者となった理由を、金日成の家庭に生まれ育ったことにより自身の学習や実践を通じて「高潔な共産主義者革命家の風貌」を備えていること、金日成に忠誠と孝行をもって仕えたこと、思想や学問上の「優れた業績」があること、金日成からその指導方法や指導作法を受け継いでいることなどとしている⁵⁰。したがって、金正日は金日成の政治理念や基本政策を継続することを任務としているのである。

金正日は1984年から経済部門に対する「実務指導」を活発に行った⁵¹。この「実務指導」の基本政策を明らかにしたのが、84年2月16日の党責任幹部協議会で金正日が行った演説「人民生活をさらに向上させるために」である。この演説において金正日は人民生活を向上させる目的として、人民生活を向上させることは「党の最高原則」であること、社会主義制度の優越性を発揚させるために必要であること、祖国統一のためであること、戦争準備のためであることをあげている。とくに祖国統一に関して、金正日は「祖国統一偉業を実現させるための闘争は北と南の間の政治軍事的対決であると同時に深刻な経済戦であります」と述べている。さらに、金正日は、南北の差を「雲泥の差」にすれば「南朝鮮人民は共和国北半部を希望の灯台として仰ぎ、社会の民主化と祖国統一のたたかいにいっそう力強く立ち上がるでしょう」と述べている⁵²。金正日は「革命的民主基地」という用語を使っていないが、北半部の経済的優位性を回復することによって、北半部を革命的民主基地として再建しようとしていたといえる。

金正日は、1986年1月3日に党中央委員会の責任幹部に対して行った談話でもこの考えを示した。「反米反ファッショ民主化闘争を力強く繰り広げ、

生存の自由と勝利のために闘っている南朝鮮人民を励まし、祖国統一偉業を早めるためにも、社会主義経済建設を積極的に促進しなければなりません。現在、北と南の間には鋭い軍事的・政治的な対立が続いているだけでなく、深刻な経済戦が繰り広げられています。我々は、経済的威力をもって敵を決定的に圧倒することによって、資本主義的植民地従属経済に対する社会主義的自立経済の優位性と不拔の生命力を余すところなく示し、敵があえて経済的に張り合おうとする考えをもてないようにすべきです」と述べた⁵³。まさに、87～93年の第3次7カ年計画は革命的民主基地を再建するためのものであったといえる。

経済での優位性の回復とともに、金正日は政治的な優位性の獲得に努めた。1986年7月15日、金正日は党中央委員会責任幹部に対して、首領を脳髓、党を神経あるいは血液、人民を生命にたとえた「社会政治的生命体論」を発表した⁵⁴。すなわち、金正日は首領、党、人民の一体性を強調することによって、党の階級性による民主主義議論を強化しようとしたのである。

北半部の優位性を回復するうえで最も重要な条件は、第3次7カ年計画の完遂であった。しかし、第3次7カ年計画の進行状況は思わしくなかったうえに⁵⁵、期間中である1989年から東欧社会主義政権の崩壊、冷戦の終結宣言といった事態によって社会主義イデオロギーが国際的な力を喪失した。しかし、金正日は91年5月5日に党中央委員会責任幹部向けの談話で、「我々の社会主義社会は人民に本当の政治的権利と自由を実質的に保障する真正な民主主義社会である」と述べ、朝鮮労働党の民主主義の概念に変更がないことを明らかにした⁵⁶。しかし、経済に関しては、10月23日、南北高位級会談の基調演説で延亨黙総理は、「いくら『市場経済』に慣れている人間だからといって、北と南が互いに生存競争をして北南関係にまで弱肉強食の法則を適用しなければならぬと思うのならば、実に重大な悲劇的錯誤となるでしょう。我々としてはそれに対応しないわけにはいかず、そういうことになれば、どうしても衝突は不可避的なものになるでしょう」と発言し⁵⁷、公式の席で南半部の経済的優位を認めた。また、93年12月8日、姜成山総理は第3次7

カ年計画がその当初の目標を未達成で終わったことを発表した。その理由として「社会主義市場」の崩壊をあげたことにより⁶⁸、「社会主義的自立経済」が社会主義諸国にかなり依存するものであったことを事実上認めた。91年12月28日、羅津・先鋒地区を「自由経済貿易地帯」とする政令が発表されたが、この経済特区設置は経済的優位回復のための試みの一つであると捉えられる。

むすび

朝鮮半島南北それぞれから提案された統一案はいずれも自己の民主主義論を相手側に適用させようとする論理を内包している。南半部においては、朴正熙によって提起された行政的民主主義論が行政政府の機能拡大の論理となり、以後、朝鮮半島南半部における民主主義論は行政政府の機能拡大の論理を内包するものになった。1986年からの国会での改憲論争もこの論理を克服するものではなかった。全斗煥政権は韓国政府として初めて具体的な統一案を発表したが、ここでは南北で統一した行政政府を作ることに重点がおかれていた。以後、盧泰愚政権、金泳三政権で発表された統一案も基本的に統一した行政政府の樹立を目標としていた。

一方、北半部における民主主義論は共産主義者の党が権力を獲得して行使することと一体化していた。そして、その延長線上にある統一論は北半部の党が南半部において権力を獲得することを目標としたものである。解放直後、共産主義者は北半部で土地改革を推進する過程で統一戦線工作と党建設を成し遂げ、さらにそれを南半部に拡大することを目標とした。しかし、朝鮮戦争停戦後、朝鮮労働党は北半部で党の階級的基礎による民主主義論を適用し、南半部で統一戦線による民主主義論を適用しようとする革命的民主基地論をとるようになった。革命的民主基地論は北半部の南半部に対する経済的優位性を背景としたものであり、革命段階の規定をいったん南北で分けて南半部

での社会主義革命段階への移行準備を行おうとするものであった。南北で過渡的な連邦制を行おうとする統一案はこの革命的民主基地論の一部であった。

しかし、北半部の経済的優位性が揺らいでくると、朝鮮労働党は南半部での社会主義革命段階への移行を必ずしも求めなくなり、南半部での統一戦線工作による政権獲得へ統一政策の重点を移してきた。連邦制国家創設による統一案は南半部の政治制度をそのままにして、朝鮮労働党の統一戦線組織がその政権を獲得することを目標にしたものである。革命的民主基地論を基本的に継承する金正日は、北半部の経済的優位性の回復と政治的優位性の獲得に努めてきた。経済的優位性の回復のための最も重要な条件は第3次7カ年計画の完遂であったが、これは未達成で終了した。これによって、金正日時代の朝鮮労働党はますます統一戦線工作による南半部での政権獲得に重点をおくようになるであろう。

朝鮮労働党が南半部の経済的優位性を公式に認めるに至った1990年代では、北半部の南半部に対する経済的優位性の回復が困難になればなるほど、朝鮮労働党は南半部の経済力を手中に収めるために、統一戦線工作によって南半部の行政府を掌握することに統一政策の重点をおいていくであろう。南半部の民主主義論の内包する論理によって、南半部の行政府が強力になればなるほど、朝鮮労働党が南半部の行政府すなわち韓国政府を掌握しようとする欲求が高まるものと思われる。これに対して、韓国政府は朝鮮労働党に掌握されないようにするためにその機能を強化していくであろう。朝鮮半島では、南半部の行政府の機能拡大の論理と北半部の党の権力拡大の論理が争うという状況がしばらくは継続するものと思われる。

〔注〕

- (1) Edward H. Carr, *Soviet Impact on the Western World*, London: Macmillan & Co. Ltd., 1947, pp. 2-3.
- (2) 西欧の状況については、同上書, pp. 13-17.
- (3) Truman, "Truman Doctrine" (黒田和雄編訳『英和対照 アメリカ大統領演説集』)

- 原書房, 1981年) 158~173ページ。
- (4) 「マーシャル米國務長官演説全文」(永田実『マーシャル・プラン』中央公論社, 1990年) 249~253ページ。
 - (5) 李承晩『一民主義概論』서울, 一民主義普及社, 1949年, 11~17ページ。
 - (6) 同上書, 18~19ページ。
 - (7) 椋井浩『韓国農地改革の再検討』アジア経済研究所, 1976年, 79~99ページ。
 - (8) 韓国年鑑編纂会『韓国年鑑1962』서울, 184ページ。
 - (9) 国家再建最高会議韓国軍事革命史編纂委員会『軍事革命史 第1輯 上』서울, 1963年, 1743ページ。
 - (10) 朴正熙『指導者道——革命過程에 処하여』서울, 国家再建最高会議, 1961年, 13~14ページ。
 - (11) 同上書, 15~16ページ。
 - (12) 同上書, 17, 26~27ページ。
 - (13) 同上書, 29ページおよび正誤表。
 - (14) 朴正熙『우리民族의 나갈 길』서울, 高麗書籍, 1965年, 118~119, 126~127ページ。
 - (15) 同上書, 130~131, 216ページ。
 - (16) 同上書, 135~216ページ。
 - (17) 同上書, 230ページ。
 - (18) 朴正熙『国家의 革命과 나』서울, 向文社, 1963年, 275~276ページ。
 - (19) 同上書, 284ページ。
 - (20) 統一主体国民会議については, 葛奉根『統一主体国民會議論』서울, 韓国憲法学会, 1978年, が詳しい。
 - (21) 大統領秘書室『朴正熙大統領演説文集 第7集 自1970年1月~至1970年12月』出版年・出版地記載なし, 4~5ページ。
 - (22) 文化公報部(韓国)「10月維新의 意義의 展望(弘報資料 No. 72-28)」出版地記載なし, 1972年11月10日, 36~37ページ。
 - (23) 韓泰淵・葛奉根『韓国憲法論』洋販出版, 1978年, 53~56ページ。
 - (24) 「全斗煥大統領の特別談話——憲法改正案公示に際して」(大韓民国文化公報部海外公報館「韓国の憲法改正案——その特徴と内容」出版地・出版年記載なし) 7~13ページ。
 - (25) 奥田聡「1986年の韓国——改憲と『三低』の年」(『アジア動向年報1987年版』アジア経済研究所, 1987年) 22~56ページおよび同「1987年の韓国——民主化への躍進」(『アジア動向年報1988年版』アジア経済研究所, 1988年) 24~64ページ。
 - (26) 『東亜日報』1982年1月22日。
 - (27) 『朝鮮日報』1991年9月24日。ただし、『盧泰愚大統領演説文獻集 第4巻』

- 第2版, 서울,大統領秘書室,1992年,513~514ページ,では「3段階統一論」に関する言及部分が削除されている。
- (28) 『金泳三大統領演説文集 第1巻』서울,大統領秘書室,1994年,303~309ページ。
- (29) 統一院統一政策室『統一白書 1979』서울,275~281ページ。
- (30) この大会については,鐸木昌之「朝鮮解放直後における金日成路線」(『アジア経済』第30巻第2号,1989年2月)33~56ページ,参照。解放直後の党建設については,同「北朝鮮における党建設」(桜井浩編『解放と革命——朝鮮民主主義人民共和国の成立過程』アジア経済研究所,1990年)43~101ページ,参照。
- (31) 『朝鮮労働党歴史』平壤,朝鮮労働党出版社,1991年,183ページ,および中央日報特別取材班『秘録・朝鮮民主主義人民共和国 上』서울,中央日報社,1992年,174~177ページ,参照。
- (32) 金日成「北部朝鮮党工作의 錯誤의 欠点에 대하여」(太成洙編『党의 政治路線及 党事業 總括과 決定——党文献集(1)』《以下、『党文献集(1)』》平壤,正路社出版社,1946年)1~10ページ。
- (33) 「北部朝鮮党工作의 錯誤의 欠点에 대한 決定書」(『党文献集(1)』)11~18ページ。
- (34) 「北朝鮮駐屯蘇聯軍司令官의 命令書第2号」(翰林大学校아시아文化研究所編『朝鮮共産党文件資料集(1945~46)』《以下、『朝鮮共産党文件資料集』》春川,翰林大学校出版部,1993年)75,446ページ。
- (35) 金日成「目前朝鮮形勢와 北朝鮮臨時人民委員會의 組織問題에 關한 報告」(『重要報告集——朝鮮民主主義人民共和国樹立의 길』《以下、『重要報告集』》平壤,労働党出版社,1948年)4~14ページ。
- (36) 「『目前党内情勢와 当面課業』에 關한 決定書」(『党文献集(1)』)19~24ページ。
- (37) 金日成「三・一節를 맞이하여 朝鮮人民에게 告함」(『重要報告集』)15~19ページ。
- (38) 「朝鮮共産党北鮮分局第5次執行委員會決定書」(『朝鮮共産党文件資料集』)223~226ページおよび241~246ページ。この委員会に関しては、「3月初め」に開かれたが,はっきりした日付は不明である。今日の朝鮮労働党の公式見解を表している『朝鮮労働党歴史』(前掲)194ページでは,金日成がこの委員会に相当する「北朝鮮共産党中央委員會第5次拡大執行委員會」で土地改革方針を「鮮明」にした後,3月5日に土地改革法令が公布されたことになっている。しかし,同決定書では「今回,北朝鮮臨時人民委員會で公布された土地改革法令は,現段階における国際的国内的なすべての情勢からみて最も適応したものであるため,北朝鮮分局は承認し,絶対支持を表明すると同時にその法令の実行を決議する」とある。したがって,同委員会における金日成の報告は3月5日以前に行われたかもしれないが,委員会の決定は法令を事後的に承認したものであるといえる。

- (39) 金日成「朝鮮臨時政府樹立를 앞두고 二十箇条政綱發表」(『重要報告集』) 20~22ページ。
- (40) 金日成「『土地改革』事業의 總括과 今後課業」(『党文献集(1)』) 25~43ページ。
- (41) 「『土地改革』討論에 대한 金日成同志의 結論」(『党文献集(1)』) 44~48ページ。
- (42) 国土統一院(韓国)『朝鮮労働党大会資料集(第1輯)』出版地記載なし, 1980年, 137~138ページ。また, 1940年代の「民主基地論」については, 桜井浩「北朝鮮労働党の統一政策——民主基地の形成過程」(金南植・桜井浩『南北朝鮮労働党の統一政府樹立鬭争』(特別海外共同研究報告書シリーズ No. 73) アジア経済研究所, 1988年) 65~110ページ, および森善宣「解放後の北朝鮮における『建国思想総動員運動』の展開」(『アジア経済』第34巻第10号, 1993年10月) 2~17ページ, 参照。
- (43) 南半部の土地改革については, 桜井浩「1950年における朝鮮民主主義人民共和国による韓国地域の土地改革」(『アジア経済』第29巻第1号, 1988年1月) 2~16ページ, 参照。
- (44) 『金日成選集4』平壤, 朝鮮労働党出版社, 1960年, 196~423ページ。
- (45) 『金日成著作集14』平壤, 朝鮮労働党出版社, 1981年, 235~248ページ/中川雅彦「朝鮮民主主義人民共和国の〈自主的平和統一〉論について」(『アジアトレンド』第57号, 1992年3月) 52~65ページ, 参照。
- (46) 『朝鮮労働党第4次大会重要文献集』平壤, 朝鮮労働党出版社, 1961年, 96~113ページ。
- (47) 『労働新聞』1980年10月11日。
- (48) 『政治辞典』平壤, 社会科学出版社, 1973年, 1355ページ。
- (49) 『朝鮮労働党歴史』469ページ。
- (50) 同上書, 470~472ページ。
- (51) 中川雅彦「朝鮮民主主義人民共和国の権力後継過程」(『アジアトレンド』第63号, 1993年3月) 23~35ページ。1980年代の金正日の活動については(財)ラヂオ・プレス編集部編『北朝鮮の現況 1990』1990年3月, 44~63ページ, に整理されている。
- (52) 金正日『人民生活를 더욱 높일데 대하여』平壤, 朝鮮労働党出版社, 1984年, 2ページ。
- (53) 金正日「党と革命隊伍の強化發展と社会主義經濟の新たな高揚のために」(金正日『党の指導的役割を高めるために』平壤, 外国文出版社, 1992年) 166~208ページ。
- (54) 金正日「主体教養事業에서 提起되는 몇가지 問題에 대하여——朝鮮労働党中央委員会責任일군들과 한 談話 1986年7月15日」(金正日『主体思想에 대하여』平壤, 朝鮮労働党出版社, 1991年) 135~165ページ。この論文の内容を

分析した研究論文としては、鐸木昌之「北朝鮮における主体思想の新転回——『社会政治的生命体』論を中心に」（『法学研究』〈慶應義塾大学法学研究会〉第63巻第2号，1990年2月）239～263ページ。

- 55 中川雅彦「(特集・1992年アジア諸国の経済概況) 朝鮮民主主義人民共和国」(『アジアトレンド』第59号，1992年9月) 56～57ページ。
- 56 『労働新聞』1991年5月27日。
- 57 同上紙，1991年10月24日。
- 58 同上紙，1993年12月9日。